



埼玉県報

第338号
令和4年(2022年)
8月19日
金曜日

目次

告示

- 納税証紙売りさばき人指定に関する告示（税務課）
- 自動車税等データエントリー業務委託に関する入札公告（税務課）
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示（広報課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 越谷都市計画道路の変更（都市計画課）
- 越谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道川越日高線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道川越日高線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道日高狭山線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道北中曽根北大桑線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 博物館の廃止に関する告示（文化資源課）

正誤

- 埼玉県行田県土整備事務所長告示第17号中訂正（行田県土整備事務所）

告示

埼玉県告示第八百五十一号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第四十二条第一項の規定により、納税証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第九項の規定により告示する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 納税証紙売りさばき人の住所又は所在地、氏名又は名称及び納税証紙の売りさばき場所

住所又は所在地	氏名又は名称	納税証紙の売りさばき場所
東京都豊島区東池袋 四丁目五番二号	株式会社アイヴィジツ ト	さいたま県税事務所（さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号） 川越県税事務所（川越市新宿町一丁目十七番地十七） 春日部県税事務所（春日部市大沼一丁目七十六番） 越谷県税事務所（越谷市越ヶ谷四丁目二番八十二号）

二 指定年月日

令和四年八月一日

三 指定期間

令和四年八月二十二日から令和五年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

自動車税等データエントリー業務委託 850,000件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和4年11月1日（火）から令和5年10月31日（火）まで。ただし、令和5年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、1件当たりの単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 1日当たり約16,000件のデータエントリー能力を有する者であること。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。
- (7) 埼玉県 of 県税に係る徴収金に滞納がない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 埼玉県総務部税務課税務システム担当 竹村 電話048-830-2662（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

本件入札の公告日から令和4年9月2日（金）午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月30日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月29日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年9月29日（木）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎10階税務課分室 令和4年9月30日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に850,000件を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に850,000件を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年9月2日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(1) Nature and Quantity of Services Required

Inputting Automobile Tax Declaration Data etc. into the Saitama Prefectural Tax System (Expected Items: 850,000)

(2) Submission/Cancellation Period for Bids

By Registered Mail or in Person: Until 5 p.m. on September 29, 2022
(Thursday)

By Electronic Bidding System: Until 10 a.m. September 30, 2022
(Friday)

(3) Contact Point for More Information

Taxation System Group

Taxation Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2662

告 示

埼玉県告示第八百五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

県広報紙「彩の国だより（令和4年8月号から令和5年4月号まで）」の新聞
折り込み及び配布業務委託 約1,736千部×9回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年6月30日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4

5 落札金額

7.64円（8ページ税抜き1部当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年4月15日

告示

埼玉県告示第八百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ川越店

埼玉県川越市大字小仙波字雑敷九百三十八番地二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 白濱満明

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

（変更後） 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

大規模小売店舗において小売者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五F

（変更後） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

令和四年六月二十九日外

ニ 届出年月日

令和四年八月九日

二 縦覧期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドン・キホーテ所沢宮本町店

埼玉県所沢市宮本町二丁目二十五番地十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 白濱満明

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

（変更後） 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

大規模小売店舗において小売者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五F

（変更後） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

ハ 変更年月日

令和四年六月二十九日外

ニ 届出年月日

令和四年八月九日

二 縦覧期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ春日部店

埼玉県春日部市南中曽根八百九十五番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 白濱満明

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

（変更後） 日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

大規模小売店舗において小売者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号 新宿住友ビル三十五F 外

計四者

（変更後） 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和四年六月二十九日外

ニ 届出年月日

令和四年八月九日

二 縦覧期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フーコット秩父店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ヤオコー秩父大野原店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

（変更後） フーコット秩父店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁十番地一 外 計三者

（変更後） 株式会社フーコット 代表取締役 新井紀明

埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和四年八月二日外

ニ 届出年月日

令和四年八月五日

二 縦覧期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年八月十九日から令和四年十二月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百五十八号

越谷市から越谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百五十九号

越谷市から越谷都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉岡一成

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
日高市大字栗坪字土井尻五八八番 七地先から 同市大字栗坪字栗原前四五三番一 地先まで		区 間
一一・〇〇〃 一一一・四九	一〇・五〇〃 一一・三九	敷地の幅員 (メートル)
六七・二二		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字台字日向川一四番六地 先から 同市大字台字平谷三〇番一地先ま で</p>		区 間
<p>一一・七七〇 一一三・六〇</p>	<p>一一・三七〇 一一一・四八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三七・六〇</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日高狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字中鹿山字八幡久保四八 ○番四地先から 同市大字中鹿山字八幡久保四八○ 番一地先まで</p>		区 間
<p>一一・一〇 一一・八三</p>	<p>九・五〇 一一・八三</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇〇・〇〇</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北中曾根北大桑線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市大室字大宮一番一地先まで	ら 加須市大室字大宮六番一地先か	区 間
一三・五五〇 一七・〇九	一三・五五〇 二二・四五	敷地の幅員 (メートル)
	一〇〇・〇〇	延 長 (メートル)
備考 平成二十二年三月十九日付け行田県土整備事務所長告示一号及び令和二年三月三十一日付け行田県土整備事務所長告示七号で告示した道路予定区域の一部変更である。		

告 示

埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年八月十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年八月二十五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則について

ハ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

ニ 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令について

ホ 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について

ヘ 令和五年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について

ト 令和五年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

チ

その他

告 示

埼玉県教委告示第二十二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次の博物館に係る登録を抹消した。

令和四年八月十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 登録抹消年月日

令和四年六月二十六日

二 登録記号番号

埼玉第二十二号

三 設置者の名称

公益財団法人サトエ記念美術博物館

代表理事 加藤 豊

四 名称

サトエ記念二十一世紀美術館

五 所在地

埼玉県加須市水深大立野二〇六七番地

正 誤

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号（令和四年七月十九日第三百二十九号）
中訂正

ページ 表中 行

二 供用開始の区間 前から一

誤

行田市大字堤根字中通七六番一地先から同市大字樋上字青柳七八二番一地先まで

正

行田市大字堤根字中通六七六番一地先から同市大字樋上字青柳七八二番一地先まで